

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成 29 年度 第 1 回松阪市都市計画審議会
2. 開催日時	平成 29 年 12 月 21 日(木) 午前 9 時 30 分から午後 0 時 30 分
3. 開催場所	松阪市役所 議会棟 第 3、4 委員会室
4. 出席者氏名	<p>(松阪市都市計画審議会委員)</p> <p>浦山 益郎、中村 貴雄、鈴木 均、上田 和久、 大橋 純郎、赤塚 かおり、谷口 聖、栗谷 建一郎、 楠谷 さゆり、山本 勝之、辻 裕子、瀧川 彌壽夫、 小林 典子</p> <p>(事務局)</p> <p>副市長 永作 友寛、建設部長 小山 誠、建設部次長 長野 功、都市計画課長 長谷川 浩司、まちづくり計画 担当主幹兼まちづくり計画係長 笠井 賢一、市街地まち づくり担当主幹 下倉 基彦、市街地まちづくり担当主査 三田 歩、まちづくり計画係 藤井 一倫</p> <p>【議案時】</p> <p>環境生活部長 吉田 敏昭、清掃行政担当理事 溝田 明、清掃政策課長 竹川 福男、施設整備係長 中川 秀典、清掃施設課長 堀口 英明、クリーンセンター管理 担当監 前田 昌宏</p> <p>【意見聴取時】</p> <p>企画振興部長 加藤 正宏、環境生活部長 吉田 敏 昭、健康福祉部長 三宅 義則、産業文化部長 村林 篤、教育委員会事務局長 松名瀬 弘己、上下水道事業 管理者 佐藤 誠、防災対策課長 船木 精二</p>
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	1 名
7. 担当	<p>松阪市建設部都市計画課まちづくり計画係</p> <p>TEL 0598-53-4168</p> <p>FAX 0598-26-9118</p> <p>e-mail <a href="mailto:tos.div@city.matsusaka.mie.jp">tos.div@city.matsusaka.mie.jp</a></p>

議事については、別紙のとおり

平成29年度 第1回松阪市都市計画審議会 議事録

日時：平成29年12月21日（木）9時30分～

場所：松阪市役所議会棟 第3,4委員会室

司会	<p>皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。改めまして、こんにちは。都市計画課長の長谷川でございます。それでは、ただ今より平成29年度第1回松阪市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、副市長の永作よりご挨拶申し上げます。</p>
副市長	<p>皆さん、おはようございます。永作でございます。</p> <p>12月のお忙しい時にお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本日、ご意見をいただく予定をしていますが、都市計画といたしまして、マスタープランの見直しであったり、聞きなれない言葉ですが、立地適正化計画というものを昨年から検討をしております。そのことにつきましては、議事の中にもありますが、中間報告をし、ご意見をいただく時間をいただきたいと思ひます。</p> <p>本日の議事ですが、都市施設の変更として、ごみの焼却場と、処理場の変更について、議案としており、ご審議いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。市としましても、12月の議会が終わりまして、大きな課題である学校のエアコンの設置についても、具体的にこれから動き出すというところですので、来年度に向けて、予算も考えていきたいと思ひます。これから、松阪市としても大きく動いていくことになるかと思ひます。皆様もご協力をお願ひします。</p> <p>本日のご審議の方もよろしくお願ひします。</p>
司会	<p>それでは、本日進めさせていただく前に、事前に各委員には配布し説明させていただいておりますが、資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・松阪市都市計画審議会事項書</li><li>・議案第1号</li><li>・議案第2号</li><li>・資料1 ・資料2 ・資料3 ・資料3-1 ・資料4 ・資料4-1</li><li>・松阪市都市計画審議会条例</li><li>・委員名簿</li><li>・松阪市都市計画マスタープラン（全体構想・地域別構想）</li></ul> <p>資料は以上となりますが、不足のある場合は、お申し出下さい。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、本審議会は、「審議会等の公開に関する指針及び運用方針3会議の公開の基準」に基づき、情報公開をしてまいりたい</p>

	<p>としますのでご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また、「8会議等の結果の公開」による議事録作成のための録音・撮影のお願いと、同じく「5公開の方法等」に基づき、会議の傍聴を認めていきたいとしますので、あわせてご了承のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日、傍聴者は、1名が傍聴を希望されていますので認めてまいります。</p> <p>当審議会のメンバーでございますが、名簿のとおりでございます。平成29年3月に開催いたしました時からメンバーが代わっておりますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>8月10日  松阪市議会議員 赤塚 かおり 様  松阪市議会議員 谷口 聖 様  松阪市議会議員 栗谷 建一郎 様  松阪市議会議員 楠谷 さゆり 様</p> <p>6月1日  住民代表 山本 勝之 様  よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、高取千佳様、谷川憲三様、森本直樹様におかれましては、本日用のため、ご欠席でございます。</p> <p>また、座席表を二枚をご用意しております。議案案件を審議していただく時のものと、意見聴取をさせていただく時のものです。本日、行政として出席させていただきますメンバーも記載していますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>3月の開催時におきまして、当審議会の会長は浦山先生にお願いしております。ここからは、浦山会長にお願いしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、早速審議に入りたいと思います。みなさまには、審議会の進行にご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、審議会の成立の可否について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の出席者につきましては、先にご報告しましたように、いま審議会委員全16名中13名の方に出席いただいております。</p> <p>「松阪市都市計画審議会条例」第6条第1項の規定によりまして、会議は成立しております。</p>
<p>会長</p>	<p>今報告がありましたとおり、本審議会が成立しているということで、議事に入りたいと思います。</p> <p>事項書のとおりですが、議案第1号と第2号は内容が関連しますので、一括での説明ならびに審議に入りたいと思います。</p> <p>事務局の方からご説明をお願いします。</p>

<p>司会</p>	<p>議案第 1 号 松阪市都市計画審議会 松阪都市計画ごみ焼却場を次のとおり変更したいので、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により諮問します。</p> <p>平成 29 年 12 月 21 日 松阪市長 竹上真人</p> <p>1 案件名 松阪都市計画ごみ焼却場の変更（松阪市決定）</p> <p>議案第 2 号 松阪市都市計画審議会 松阪都市計画ごみ処理場を次のとおり変更したいので、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により諮問します。</p> <p>平成 29 年 12 月 21 日 松阪市長 竹上真人</p> <p>1 案件名 松阪都市計画ごみ処理場の変更（松阪市決定）</p> <p>それでは、詳細を事務局より、説明させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>——スライドと資料 1 による説明——</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松阪都市計画 ごみ焼却場の変更</li> <li>・松阪都市計画 ごみ処理場の変更</li> <li>・手続きの流れ</li> </ul>
<p>会長</p>	<p>議案 1, 2 につきまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか。</p> <p>1 号議案は、第二清掃工場を廃止する。2 号議案は、第二清掃工場の名前を松阪市クリーンセンターにすることですが、中身としては、第一清掃工場で行っていた粗大ごみ処理施設の日量 50 t 分をクリーンセンターに移すという内容です。都市計画としては、粗大ごみ処理施設を移すことによって、このクリーンセンターおよび周辺への居住環境への影響や交通問題等をご検討いただければ良いのだと思います。何かご質問ありますか。</p> <p>因みに日量 50 t のものが、クリーンセンターに来ると、関係車両はどれくらい増えるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>関係車両ではないですが、処理量としてご回答させていただきます。こちらに記載があります 1 日 50 t の処理能力のものが、クリーンセンターに移行し、合わせて 26 t と記載がございます。近年の破碎処理量の一日当たりの搬入量の平均が、約 17.6 t でございます。26 t を超えるということとはございません。現在必要な処理能力は、26 t で十分であるという判断で能力を精査しております。影響ということですが、以前は、資源物の分別をしておりますでしたが、分別が徹底されるようになってからは、破碎処理や焼却処理でしか処理できなかったものを、資源としてリサイクルするようになりましたので、処理量の減少という影響はあったと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>第一清掃工場で、50 t 処理していたものがなくなって、第二清掃工場の日量 26 t 処理するようになった。例えば、トラックで考えると、どれくらい出入りが増えるのか、音などの環境問題はどうか。ご説明ください。</p>
<p>事務局</p>	<p>一日あたりの搬入車両ですが、確認いたします。騒音関係については、現クリーンセンターについては、国道 166 号線、国道 42 号線から入り込んだ第二環状線にありまして、民家については、第一清掃工場よりは、山林に</p>

	<p>近い立地で、車両の搬入の騒音や近隣住民への環境影響については、現在の方が少ないと考えています。従いまして、毎日のように処理される燃えるゴミ、燃えないゴミについては、第一清掃工場よりも、現クリーンセンターの方が適当であると判断しております。今までの町平尾町の第一清掃工場に来ていた車両がクリーンセンターに来ているという部分では、改善されたものと思っています。</p>
事務局	<p>クリーンセンターの整備については、もう一点要素がありまして、今までのごみ処理は町平尾町と桂瀬町に分かれていたということ。もう一つが、合併前は飯南、飯高、嬉野、三雲が、松阪市以外の所で処理をしていました。嬉野、三雲は津市へ委託。飯南、飯高については、RDF施設へ委託していました。それをまとめて松阪市で一元処理をするという方向に切り替えまして、破碎施設についても一元化するということになりました。そういったカタチで、車両は一斉にこちらに来るということになりまして、年間の実績で申しますと、平成 26 年度の旧第二清掃工場への搬入台数が 49,364 台、平成 27 年度が 62,054 台、28 年度は 6 万台程度というカタチで、総数というものについては、増えています。ただ、周辺への影響については、第二環状線や国道が整備されていることにより、周辺住民の方に理解を得ながら進めさせていただいたというところです。</p>
会長	<p>現状、年に 62,000 台で、この粗大ごみを処理することになって同じと考えてよろしいですか。</p>
事務局	<p>粗大ごみを含めて、62,000 台になり、それが最大と考えています。目安として、一日 240 台が出入りしています。1 時間あたり、30 台程度と考えています。</p>
会長	<p>1 時間に 30 台だと、結構ありますね。音の影響などは、立地条件は今より山の方なので、トータルとしては、改善される方向ということですか。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>私は大河内地区に住んでいますが、以前の施設の時は、においもして、車の搬入による汚水も流れていましたが、新しくなったクリーンセンターは、見学したところ、中においもない、きれいなものでした。車は一時間に何十台も出入りはありますが、それほど苦にならないということで、地元の桂瀬町の住人の苦情もなく、新しくなって良かったと思います。それほど苦を感じないということは、良くなったという感覚であります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。実感のこもった意見ですので、安心しました。ほかにご質問ありますか。</p>
委員	<p>車の出入りについてですが、これに関連する事故などは起こっていないのですか。一般車両や収集車が清掃工場に関連して。</p>
事務局	<p>出入りする車、直営の収集の車も含めて、絡む事故は一切ありません。クリーンセンターから出る環状線が、国道 42 号線に向けては、ずっと上り坂</p>

	になっており、非常に危険だということを常に周知しながら進めています。
会長	変更後の図面で、取り付け道路が一本増えたように見えます。車両の進入や搬出が一方通行になり、トラブルが起きにくくなったように見えますが。
事務局	太い短い道というのが、クリーンセンターを建設する際に買収して新たに取付けた道です。それはなぜかということ、曲がりくねった道を、一般車両と工事業者の大型車両が同時に通行するのは、不可能であろうということで、取り付けさせてもらいました。次に工事車両だけでなく、直営の収集車両や許可業者は、車両が決まっていますので、ごみを捨てて、短い道を専用の搬出路としています。これ以外の一般車両については、ごみを入れた後、もう一度計量器に乗る必要があるのですが、細い道をもどっていただくという風に2ルートに整理しましたので、非常に整理されました。ただ、周辺の道路に出るところが危険であるということは、周知に努めて安全を心がけています。
会長	交通安全対策は取っていただいております、図面を見ると、進入道路がつながるところが隅切りされているので、運転しやすいようになっているのかと思います。
委員	変更前と変更後で、用地が減っているように見えますが。不要で減らしたんですか。
事務局	その通りで、必要のない区域ということで、整理させていただきました。
会長	他はよろしいですか。 意見は出尽くしたと判断してよろしいでしょうか。
委員	個人的に桂瀬の方はよく通るので、分かるつもりですが、クリーンセンターの方は、書類上で見るだけで、現地が思い浮かばないので、できれば現地を見るといったことも大事だと思います。 それと、資料上の話ですが、一日の処理能力として何tと書いてあるのですが、処理実績の部分でも一日換算で何tと書いておいていただくと見やすいのかと思います。
会長	例えばどういったところを。
委員	プラスチックの処理能力など1日4tと書いてありますが、平成28年度の実績は636tと1年間ですので、もう少し示してもらえると、見やすいと思います。
事務局	クリーンセンターの処理実績は、年間でございますので、単純に1年間で割っていただきますと、一日当たりがわかると思います。年末年始の4日だけ閉めています。土日祝日、平日は開けておりますので、360で割っていただければ分かるかと思いますが。例えばプラスチック容器ですと、1日当たり1.7t程度です。
会長	他にご質問、ご意見が無いようでしたら、意見は出尽くしたと判断してよろしいでしょうか。

	では、第1号議案、第2号議案は原案どおりでよろしいでしょうか。
	異議なしの声
会長	<p>答申案を読み上げます。 平成29年12月21日 松阪市長竹上真人様 松阪市都市計画審議会会長浦山益郎 松阪都市計画ごみ焼却場の変更（松阪市決定）について（答申） 平成29年12月21日に諮問のありました、松阪都市計画ごみ焼却場の変更（松阪市決定）について、審議の結果、原案どおり、本審議会の決定をみたので、答申します。</p> <p>松阪都市計画ごみ処理場の変更（松阪市決定）について（答申） 平成29年12月21日に諮問のありました、松阪都市計画ごみ処理場の変更（松阪市決定）について、審議の結果、原案どおり、本審議会の決定をみたので、答申します。</p> <p>以上よろしいでしょうか。</p>
	異議なしの声
会長	<p>ただいま、了承していただきましたので、答申書は後ほど提出したいと思 います。 本日の審議案件は以上です。このあと、10分休憩しまして、都市計画マ スタープラン、立地適正化計画の中間報告があります。 10時30分から始めます。</p>
	休憩
会長	都市計画マスタープラン、立地適正化計画の報告をお願いします。事務局 から説明していただき、その後、意見をいただきたいと思います。
事務局	<p>ースライドと資料2、資料3、資料3-1、資料4、資料4-1による説明ー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松阪市都市計画マスタープラン中間見直し 中間報告</li> <li>・松阪市立地適正化計画 中間報告</li> </ul>
会長	<p>皆さんから意見を伺います。説明のあった都市計画マスタープランの中間 見直し、立地適正化計画に皆さんの意見を反映していくという趣旨です。短 時間で皆さんの意見をまとめることは難しいと思いますので、それぞれの分 野の経験や生活しておられる立場から、こうしたらどうか、検討しているも のは地域事情に合わないのではないかとといった色々な角度からの意見をも らいたいと思います。内容がたくさんあるのですが、資料3-1と資料4-1 を重点的に見て進めたいと思います。 最初に都市計画マスタープランについての意見を伺いたいのですが、どの</p>

	<p>部分から発言していただいても結構です。都市計画マスタープランと立地適正化計画にまたがる拠点の話があります。都市核と地域核の部分で、例えば、伊勢中川駅ではどんな役割が期待されるのかといった、立地適正化計画にまたがる部分でも結構ですが、まず都市計画マスタープランから始めたいと思います。</p> <p>一つ目、都市計画マスタープランのビジョン、都市づくりのテーマをどのように設定しているのか。具体的には、総合計画に7つの政策があり、そのうちの「市民のための市役所」を抜くと、6つの政策になり、マスタープランの6つテーマにほぼ対応しています。総合計画の政策の都市計画版というようなものですが、総合計画の基本理念を、若干、都市計画の言葉に翻訳したというようなものです。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>都市づくりの基本計画を見直したという案ですが、なぜ従来の「自然・歴史・文化と交流のまち」という文言、理念が消えていったのか、教えてください。</p>
事務局 LB	<p>現行計画のタイトルの「自然・歴史・文化と交流のまち」というところで、消えていったとのことですが、これは引き継ぎつつ、総合計画が改定されたことによって、それに合わせて変えていったカタチです。現行計画よりも現状の課題を踏まえてタイトルを付け直しています。今回、立地適正化計画も合わせて作りますので、コンパクトにする必要、魅力を出していく必要があります、「豪商のまちの魅力と住み良さのレベルアップ」ということに置き換えさせていただきます。</p>
会長	<p>自然・歴史・文化という3つのキーワードがあり、歴史・文化は豪商のまちで対応できているのかと思いますが、自然というキーワードが消えている背景は何かという趣旨だと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局 LB	<p>自然については、政策の中で、細かく言いますと、「いつまでも安心して暮らすことのできる都市づくり」であったり、「市民や来訪者等を守る人的被害ゼロの都市づくり」の項目に入ってくるかと思いますが、今回、タイトルからは抜けているという状況です。</p>
委員	<p>総合計画がどのように変わったかはわかりませんが、まちづくりという観点から意見を申しますと、豪商のまちづくりということで、従来使われてきた歴史や文化が入るのかもしれませんが、城下町という概念が、どこに行ってしまったのかという気がします。あるいは、総合計画に合わせる必要があるということの理屈かもしれませんが、まちづくりというのは、松阪の歴史を考える場合に、ふるさと文化ゾーンという概念が今日まで生きてきたはずですが、そのあたりの想いがどこに行ってしまったのか。誰もが便利に移動できる都市づくりということで、現代的で、効率や格好の良いものかもしれませんが、今日まで培われてきた城を中心にしたふるさと文化ゾーンという概念。昔で言えば、梶井基次郎が療養にきたときに松坂城にあがって、まちの様子を書いた。それを大事にしようということで、今日まで来た都市計画、</p>

	まちづくりがあったと思うのです。現実の手法としては、高さ制限、規制がありますが、そのふるさと文化ゾーンの城跡中心の低層の住環境というものを大切にしながら、歴史性をさらに加味していくというまちづくりの概念があったはずですが、それがどこにいったのか。大変悲しい思いをしています。総合計画とまちづくりの整合性の話は、あるかもしれませんが、都市計画は都市計画の概念があって良いのではないかと感じています。
委員	同感です。自然・歴史・文化交流のまちが核にありますと、特に飯高出身ですので、すべて含まれて良いなと思っていたのですが、豪商のまちが核になると、周辺部の色が薄くなると非常に強く感じていました。それが無くても、豪商のまち、豪商のまちというのに、なぜそうなったのか、と強く感じていましたので、同感です。
会長	ここで出た意見を都市マスの中で、どのように受け止めたかということは、いずれ報告されると思います。
委員	松阪の 7 割が森林ということで、都市計画とは関連させてはいけないのかもしれませんが、自然と共生していくというのは、触れたほうが良いです。城は大事なインパクトがあるので、それが連想できるような文言が必要ではないかと思っています。
委員	計画の中は変わらないのですか。「快適環境都市」というところに、自然、歴史と文化の継承と進化みたいなものは入れられないのでしょうか。松阪の良さが無く、どこにでもあるような都市計画で、肝心の松阪の歴史文化というものが意識から離れていく気がして、残念な思いです。
会長	受け取って検討しますという回答でも良いですが、現時点で回答できますか。
事務局	今ある、「快適環境都市まつさかの継承と進化」という考え方、「自然・歴史・文化と交流のまち」という言葉のところで、案として作っているところですが、都市計画を考えていく上で、自然・歴史・文化ということも重要視していく必要があると思いますが、ステップアップということで、こういう表現をと事務局は考えているところのものです。ただ、案でございますので、決定というものではないというものです。
委員	関連する概念になると思いますが、豪商のまちづくりの方向性と言いますか、「働く婦人の家」をなぜ壊すという方向性になったのか、建築の関係として理解できません。受け止め方や考え方が個人個人あるとは思いますが、私の考えを申し上げます。あの敷地が商店街の敷地であり、駐車場代としての高い金額が、壊して返したらいらぬという経済的な理論だけで言えば、そうなのかもしれませんが、建物を造る前に率先して、松阪のまちに合った、鉄筋コンクリートでも、こす配屋根で瓦を使った和風の感じの建物が造られました。だから何だというわけではありませんが、建築雑誌にも取りあげられてよく考えられた設計だということで、一時注目された建物です。それをな

	<p>ぜ壊してしまうのかという、その概念が、市の文化や歴史や建築に対する芸術性、機能的な部分もありますが、解体するという経済的な考えの概念がどうしても理解できない。合わせてもう一ついうと、カネボウ跡地のレンガがあります。市へ寄贈されて、見に行った時のことですが、壊した方が良く、何億円もかけるようなことはするなという意見が圧倒的でしたが、当時の議会の理解もあり、1億円程度で済むならということで、建物が残ったという経過があります。一度壊すと、せっかくの歴史や景観も壊れてしまう。今、「働く婦人の家」を解体するということがどうしても理解できない。それぞれの考え方や行政運営の問題があるのでしょうか。バリアフリーのエレベーターや、駐車場の費用のことも理解できなくはないですが、決定に至ったということに対して、理解できない。行政側にしっかり考えていただきたいと思っています。</p>
会長	<p>いくつか意見が出ましたが、マスタープラン案のテーマは、主として都市計画区域において松阪らしさを出していくものになっているが、それだけでなく、このマスタープランは市全体のマスタープランだから、都市計画区域外の地域づくりも含めたテーマ設定にしていきたいという、二つの意見が出ました。</p> <p>このテーマについては、このあたりでよろしいでしょうか。</p> <p>次、将来都市構造として、現行計画の将来都市構造と、見直し後の図があります。立地適正化計画の都市機能誘導区域として、松阪駅周辺と中川駅周辺を都市核として計画を作ろうとしています。いかがでしょうか。少し細かく見ると、現行計画の地域核を地域核と生活拠点の二段階に変えよう、都市計画区域外は生活拠点に位置づけようということ。それぞれの立場から、生活拠点はこうでなければいけない、あるいは中川駅はこんな役割を果たしてほしいというような意見をお願いします。</p> <p>飯高地域の拠点は、地域核でなく生活拠点になるようです。中身がちゃんとしていれば、言い方が変わっても良いとは思いますが、果たすべき役割はかがですか。先ほどの提案だと、都市計画では対応できないから、「小さな拠点」でやろうということのようです。</p>
委員	<p>こんなところかなと思い、なんとも言えません。</p>
会長	<p>松阪駅周辺や、伊勢中川駅周辺についてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>冒頭で副市長が、人口が減っていると言われました。なぜ。人がなぜ減るというわけを突き止めなければ。ものすごい計画で、よろしいですが、外から松阪に住みたい、松阪に仕事がある、若い人がどんどん松阪に住みたいというようなことが無いことには、20万人、30万人の人がいる活気のある都市になるには、どんどん文化も引き出す都市になるのかと。大きな目で、松阪市全体が、松阪駅周辺へ人が寄ってくるカタチ、子どもがどんどん生まれるような、ということは、副市長が言われたようにエアコンを全部設置するというような形ですが、それを他所よりも早く、何年計画とかではなく、</p>

	<p>すぐにでもというような形で、住んで良かったというまちづくりをしてほしいです。難しい話ですが、そういう形で、人口がどんどん増えたら、何でも良くなる、税金も増えるということで、計画倒れにならないように、こういうまちができれば、必ず良くなるというように、実行してもらいたい。悪い計画ではないので、実行に移してほしいと思います。</p>
委員	<p>嬉野に住んでいます。都市核にしてもらうのは、ありがたく、嬉野も発展してきているのですが、人口を増やすためにどうするかというと、線引きされているので家が建てられないです。農地はたくさんありますが、中川駅周辺にほとんど家が建ち、これ以上建てるスペースがなく、都市計画だけでは解決できないでしょうが、農地なので、農業委員会も関係しますが、何とか考えていただければ、家を建てられる土地を増やせば、便利で、病院も多く、大阪や名古屋に行ける拠点になるので、若い人が来てくれる。そういったことも考えていただければと常々思っています。</p>
会長	<p>立地適正化計画は、集まって住もうという方向性を示す計画なのですが、今の話は、開発の可能性があるところを、なるべく手広く開発しようというご意見のようです。事務局なにかコメントありますか。</p>
事務局	<p>まず、嬉野の中川駅の話で、先ほどから、都市核、地域核という言葉が出ております。このマスタープランの中でも都市核、地域核、立地適正化計画の中では、都市機能誘導区域としての指定を行っていきたいと考えています。ただ、県の方でも圏域マスタープランが作られようとしている中、県の方では中川駅は地域核という位置づけにされています。私たちは都市核としたいと思っているのですが、その違いは、中川駅にはコミュニティバスはあるけども、本格的なバスは無いということで、中川駅はランクを一つ下げて見ているという経緯もあるところの兼ね合いもあります。中川駅は、貸し駐車場は空いている土地と考えられなくもないですが、ほとんど埋まっている状態です。そういう状況があるなかで、何かを誘致していきたいと考えた場合、難しい状況があるというところで、扱いに苦慮しているところです。それと、住む場所が市街化区域にない、市街化区域を増やしていかないとという内容だったかと思うのですが、現状中川駅周辺はそういう場所だと認識はしておりますが、昨今、市街化区域を増やしていくことは、非常に難しくなっています。松阪市全体でみられるので、旧松阪市で市街化区域で空いているところ、利用されていないところがありますので、そういったことから、難しいという状況です。</p> <p>人口の話もありました。おっしゃるように16万人で、20万、30万になれば良いなと思いますが、現状、17年には、16.8万の人口が、27年には、16.3万人と10年間で5千人程度減っている現状ですので、増やせば良いですが、人口が減っていくのを現状維持に留めるという施策を考えていくのが現実なのかと考えています。</p>
会長	<p>今のご意見は、伊勢中川駅について、県は地域核だと言っている。地域核</p>

	<p>は、イメージ的に言うと市内の人が使っている都市機能のある地域というようなもので、都市核というのは、市域を越えて人が来るような都市機能を持った地域ということです。そうすると、あそこに大規模小売店舗を入れるとか、大きな病院をつくるといったことをしないと、市外から頼ってもらえるところにならないのじゃないか。そうすると伊勢中川駅は、どういうふうな役割を持つ地域にしたら良いのかという苦悩が事務局にはあるようで、ご意見をお聞きしたいということのようです。</p>
委員	<p>中川駅周辺を都市核に格上げした提案ですが、今の話ですと、悲観的な、都市核に格上げする価値が無いように聞こえます。駅周辺の区画整理を大分大きくしましたよね。埋まっているといわれましたが、平面の駐車場もありますし、もう少し高度利用できる土地もあるのじゃないかと思います。低層に利用しているので、もう少し高度利用すれば、立派な都市核の候補、今回格上げしても十分開発が可能ではないかと思います。ただ、今は、市街化区域は、増やせないで、あの中をいかに高度利用できるかという案を作っていたらどうかという気がします。</p>
会長	<p>今の容積率はどれくらいですか。駅周辺は 400%くらいですか。</p>
事務局	<p>中川駅の周りについては、建ぺい率 80%容積率 400%です、一部近隣商業地域がありまして、80%の 300%になっています。</p>
会長	<p>400%あればマンションは建ちますよね。</p>
事務局	<p>はい、現状も建っています。</p>
会長	<p>立地適正化計画を作る上では、都市機能誘導区域にどういう機能を誘導するか書く必要があるので、誘導すべき機能のヒントを頂きたいということが、事務局のご希望と思います。ただ、そんな都市機能を誘導すべきところではなく、市内の人たちが期待する機能で良い、無理に市外の人たちに来てもらう必要はないという考えもあると思います。実態はそういう地域だと思えますが、事務局はもう少しグレードアップして、魅力と集客性のある地域に検討したいということのようです。我々に聞かれても難しいのですが、生活者の立場から答えてもらえば良いと思います。</p>
委員	<p>生活拠点のことで一言、おそらく交通のネットワークをつなぐということで、166 号線沿いにずっと生活拠点が並んでいます。駅周辺では横にもありますが。この中に入っていない地域で、宇気郷、嬉野の方も含めて、非常にまちおこしで頑張っているところですが、超高齢化が進んでいるところでもあると思います。これからさらに生活拠点から外されると、今でも医療や介護でかなり不便な生活をされている中、もっと外されていくのではないかと危惧しています。これは何か理由があるのか、人口的な理由があるのか、入れば良いのにという希望はあるのですが、お伺いしたいです。</p>
会長	<p>主として、健康福祉の面から答えていただきたいと思います。資料 3-1 の 6 ページでくくられている地域で、ネットワークがつながっていれば良いで</p>

	すけど。この図のくくりでは、飯南の方へ出ていくというのは、生活圏が違 うと思います。実際は嬉野の方に行くのでしょうか。
事務局 LB	現状の拠点については、振興局のあるところをベースにしておりまして、 基本的には、現行計画の拠点で都市計画区域外のところを生活拠点にしてい ます。
会長	生活拠点から外れたところは、生活拠点の機能に依存できるか。生活拠 点は一定の生活サービスは維持できるとして、それから外れたところは、生活 拠点に色々な役割を期待するわけなので、それがうまくネットワークできて いるかという趣旨の質問だと思います。それが今できていない場合は、それ を計画の中に織り込む必要があると思います。
事務局 LB	公共交通との関係性もあると思います。ネットワークのところ。バスで 宇気郷はつながっているので、そういうところで生活サービスは担保でき ると思います。
会長	こういうことを検討してくださいということで良いですか。
委員	嬉野宇気郷は嬉野ですが、松阪宇気郷は 166 号線に出るということにな ると思います。公共というよりは、自力でコミュニティバスを運用している ところで、少しはずれているのかと思います。
会長	キャッチフレーズだけでなく、裏付けのあるネットワークを考えてくださ いということだと思います。拠点を絞りこむと、拠点から外れたところはど うやって生活をするか、機能をどこに頼るかということが見えないと、あま り良い計画と感じないという趣旨だと思います。
委員	二つ申し上げたいと思います。先ほど、伊勢中川駅周辺の話がございま した。私は、中川駅は、奈良大阪方面、名古屋方面へ向かう拠点の駅であり まして、松阪駅より重要になることもあるのではないかと思います。という も、大雨等で中川駅まで電車が来て、以南は来ないということもございま す。現状、コンパクトシティということで、中川駅は地域拠点ということに なるのですが、集約されたものはドーナツ化するという危険性をはらんで いると思います。当面、それでいいのですが、今後のドーナツ化を防ぐこと を考えていくのが都市計画の大事なところかと思っています。 それと、生活拠点といわれる場所ですが、住みやすい環境を作っていくと いうことがありましたが、小さな住宅地には、必ず地域の公園があるんです。 現在、それも住みやすい環境を維持するために、地域のみなさんが清掃な どに取り組んでいる。住宅の周りの側溝の清掃なども、地域住民にかなりウ ェイトがかかっています。そういうことも将来的には考えていかないと、快 適な住環境が守られなくなるという懸念があるので、合わせて考えていただ きたいと思います。
会長	地域住民のパワーを地域づくりにいかに活かすかという話が出たので、地 域区分の話に移りたいと思います。資料のp5では、住民協議会が43あり、

	<p>その協議会が地域づくりの計画を作り、活動をしています。その背景があったうえで、都市計画マスタープランの地域別構想はもう少し大きく括りたいと事務局では検討をしています。p4の左には6地域、右には12地域になっています。住民協議会が色々なローカルな計画を作り、活動しています。それを周辺の地域とつなぐ、住民協議会の地域範囲を越えたようなことに都市計画として手伝えることがあるとしたら、緑の枠でくくって、整理したいという趣旨のようです。いかがでしょうか。原則として、住民協議会のまちづくりに対する取り組みをいかに活かすかというのは、無視できません。地域と地域で共通のテーマがあれば少し視野を広げて、地域別構想として組み立てていきたいという趣旨のようです。</p> <p>この6地域、12地域、あるいは、地域包括ケアシステム、中学校区の中に福祉の拠点を作って、そこで在宅介護などをできるようにしようという計画があるようです。それらを眺めながら、都市計画としてどういう風にくくっていくか悩んでおられるようですが、ご意見ありますか。小学校区のような狭い範囲の事業は、都市計画と関係ないのかもしれませんが、市としてやらないといけない道路事業や公園事業のようなものがあるかもしれません。</p>
事務局	<p>この地域別構想の考え方で考えている趣旨ですが、今のマスタープランでは32地区で、それぞれ細かい地域別の構想や整備計画が書いてあります。本日用意したもので、32地区バラバラで考えると分かりにくいので、一枚にプロットした図面を準備しました。</p> <p>このような形で見ると、どんなことを考えているのかが分かるかと思います。現行のマスタープランですと、32地区に分けている関係で、その一つの地区の部分だけを見てまちづくりを考えていくのは、非常に難しいと考えております。地域別構想の234ページに榎田川上流川俣地域というカタチで、整備課題図などが上がっていますが、この部分だけ見ると、どういうふうにしていくのかが分かりにくいということで、大きなくくりで考えていきたいというのが、はじまりです。それを一枚におとしたものがこれで、大きく例えば、6つくらいに分類しなおして考えていきたいというのがはじまりです。</p>
会長	<p>事前にこの話を聞いたときに、地域の人たちが地域づくりを進めるための計画は非常に大切だと思いました。それぞれの地域の計画をまとめるというのは、行政がやるべき仕事を明確にする効果はある。しかし、それを地域別構想として、例えば資料のように6地域になり、都市計画区域外が一つになった範囲で地域別構想を書くと、地域の人たちが身近な計画に感じられるのか、疑問です。一気に再編して、6地域で作ると、地域の人たちの地域づくりの力をすくいあげるような都市計画マスタープランになりにくいんじゃないかと考えられます。どうしたら良いのかというのは、事務局で検討してもらいたいと思いますが、現行の32の地域別構想の賞味期限は切れていないので、現行の地域別構想は存続させる。地域の人が身近な環境づくりとみ</p>

	<p>なせる現行のものは存続させて、地域をまたがるような問題、課題が整理できるなら、全体構想と現行の地域別構想の間に中間的な地域別構想を作り、3段階の計画を作ればどうかという風に考えました。そうすると、先ほど意見があったように、地域づくりの力を維持しつつ、行政として効率的な仕事ができる地域別構想というような計画をつくることもありえるのではないかと、事前に議論しておりました。</p> <p>では、次の立地適正化計画、資料4-1の1ページ、居住誘導区域の設定についてです。今の市街化区域の規模では、人口が減少すると、密度が段々減り、都市計画として考えた適正な都市環境になりにくい。だから、もう少し集まって住んでほしい。だから、市街化区域よりも狭い範囲を居住誘導区域にして、そこに可能な限り、集約して住んでもらおうというのが、この立地適正化計画の考え方ようです。それで事務局としては、A,B,C案を出し、ほぼ現状の市街化区域から、人が住んでいない工業専用地域などを部分的に抜いたA案。きわめて便の良いところだけに絞ったC案。その中間のB案の三案を考えているようですが、何かご意見ありますか。先ほど、あまり絞るとドーナツ化しかねないという意見もありました。本日、ここで我々が、B案にするとか、C案にするとか提案する必要はないと思います。こんなことを考えて、最終的にとりまとめてくださいという意見が出たらよいと思います。</p>
委員	<p>周辺もそうですが、旧市街地の中にも大変空き家が多くなってきているということの中で、どうそのあたりの考え方をまとめていくかということではなければいけなく、面積的なことだけで考えると色々問題が生じてくるのではないかと考えています。そのへんも良く検討し、比べながら検討していただきたいと思います。</p>
委員	<p>A案、B案、C案を見させていただいて、右下のくくられたところの課題や長所を見ていく中で、一番下にある国の指定割合が、A案は大きく上回っている、B案は概ね近い数字、C案が概ね満たしているということで、国の割合からいくとC案になると思うのですが、そこまで国の満たしているものに急にしてしまうのはどうかと思うので、今回見直すという部分では、概ね5割に近い数値ということで考えていくのも良いのではないかと思います。</p>
会長	<p>B案の根拠をもう一度説明してもらえますか。津波の浸水区域を抜いた区域という理解でよろしいですか。</p>
事務局 LB	<p>B案については、国が示している居住誘導区域に含めないこととしている区域はA、B、C案すべて除いています。A案との違いで言いますと、移動しやすい、電車やバスの圏域を考えて、住みやすいところにしており、縁辺部の住宅地などを抜いているのがB案です。</p>
会長	<p>松阪の特徴のひとつである城下町、お屋敷街は、人口密度60人/haで住むようなところではない。そこは低密度で住んでいたようなところです。都市計画では、人口密度60人/ha以上の市街地が適正と考えている。だか</p>

	<p>ら、松阪らしい住み方を考えると、密度はこのくらいという考え方があって も良いのではないかと。松阪らしい説得力のある案にしないといけな いと思います。農地が混じっていない人口密度 40 人/ha の市街地とい うのは、田園調布のような住宅地です。1 ha は 100m×100mで、一 家族 4 人と考えると、10 戸の家が建つ。1 戸あたり 1,000 m<sup>2</sup>、300 坪 です。A案でいうと、すべてのエリアを田園調布のようにしないといけ ない。長期的に見たら、あまりに低密度な市街地では、例えばバス経 営は難しく、空気を運ばなくては行けない。だから集約的に住ましょ う。あるいは、歩いて色々な施設に行けるようにしましょう、という のが立地適正化計画の考え方だと思います。そういう意味から言う と、現行の市街化区域そのままだと、全域を田園調布のような密度 の住宅地にしないといけな。それが松阪らしいのかどうかはわかり ませんが、バスや公共施設の経営ということを考えると、密度が低 すぎる。もう一つ、この居住誘導区域は、説明にもありましたが、 大きな共同住宅を誘導区域から外れた場所に建てるときなどに届 出をさせて、そのときに誘導区域に建てるように指導するというも のです。だから、直接居住権を制約するものではなくて、ガイド ラインのような、まとまって住ましようというアナウンス効果 のある計画です。広い現状の市街化区域のままで良いのかどうか。 現状のままだと、アナウンス効果もない計画を作っても意味が ない気はします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>非常に難しい問題で、個人的にもどれと言いくいのですが、あ えて言うと、コンパクトシティという小さいところという考え方 自体は好きです。便利ですし。ただ、感情論で言えば広いのが 良い。ただ、効率は悪いということで、そのあたりの矛盾で決 めかねてしまいますが、妥協策という考えは好きではありませ んが、どうしても決められないので、B案かなと思います。</p>
会長	<p>多分、B案ではなく、B´案になるかだと思います。A案は、今 考えられる最大ですよ。含めてはいけなところが抜いてある だけで、MAXがA案。あとは、色々考えて、先ほどの松阪らし さを見失わないようにという意見、そういうことを考えて、 国の指導に従って市街化区域の半分にするのではなく、どこ かに落とすところを見つけるべきでしょう。本当は、バスや 公共施設の経営などの面からも考えて、このくらいに集約 して住んでもらわないと難しいとか、住民の気持ちにも 配慮して決めるべきでしょう。単純に計算で出てくるもの ではなく、便利などところはどこですという区域をあぶりだ して、一番便利などところに集まって住むのがC案であると、 客観的な作業がしてあります。C案は、公共施設や公共交 通が便利などところです。B案は、公共交通の便利など ところです。</p>
委員	<p>どれも良いという気はするのです。ただ、私の周りだと、津 波のハザードマップの中心に住んでいるわけ。組合員が 320 人いますが、全員そんなんです。そんな中で、説明されるとき に「ここは津波が来る可能性がある</p>

	<p>から、居住区域から外します」という説明だけは、絶対にやめてほしいです。そうしないと、かなり反発があると思います。実は、一部の地区では、家を建てる時に、漁業組合長の従事者証明が必要というところもあります。農業委員会でもあると思いますが、海岸線の場合は、漁業組合長がしなければいけないことになっています。実際、証明書を出してあげないと家を建てられないことになっています。先日、国や県、市の政策で、海岸線は家を建てると危ないからやめておけということかと言われました。そのあたりの説明をきっちりしていただかないと、変に勘繰られます。今、海岸線での土地の売買というのは、皆無です。半値以下、10分の1のようなところもあります。東黒部の農振地だと、1反50万でも買い手が無いということのようなので、コンパクトなまちに持っていくという話をするときに上手に持っていかないと、反発があるのではないかと思うので、説明を上手にしてほしいです。3案のどれでも良いです。</p>
会長	<p>地域維持ということを考えたら、住んでもらわなければいけないでしょう。漁村は、浸水リスクが高いのですが、避難ビルを建てるというのは現実的ではないかもしれませんので、避難計画をきちんと考えるとか、浸水想定を考えて3階～4階建てを建てることなどが検討されるのでしょうか。</p>
委員	<p>行政に頼るのではなく、自分の身は自分で守るんだという考えでいます。</p>
会長	<p>住んではいけないという説明は適切ではないということです。立地適正化計画は、住んだら良いところを示すことになります。</p> <p>最後に、計画づくりに対して身の引き締まる意見をいただきました。これですべての部分に触れたと思います。予定の時刻になりましたので、そろそろ終わりますが、よろしいですか。</p> <p>ありがとうございます。議題3はこれで終わりたいと思います。</p> <p>先ほど皆さんから了承をいただいた答申書を副市長にお渡ししたいと思います。</p> <p>～答申書受け渡し～</p> <p>では、事務局お願いします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から、その他について報告させていただきます。</p>
事務局	<p>その他でございます。口頭で、説明させていただきます。</p> <p>本日、ご議論いただいた都市計画のマスタープランと立地適正化計画についてです。今後、平成31年3月の完成を見ずえて進めてまいります。については、素案が来年の8月から10月くらいにできると考えておりました、それらがそろいましたら、こちらの審議会にも報告させていただくことを考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>

司会	それでは、閉会にあたりまして、建設部長から挨拶させていただきます。
部長	本日は、都市施設の変更にかかる議案、マスタープラン及び立地適正化計画について、ご意見をいただきありがとうございました。先ほども説明したとおり、これから、素案の作成、パブリックコメントなど進めてまいりますので、みなさんのご協力をお願いいたします。これを持ちまして、松阪市都市計画審議会を終了とさせていただきます。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。